

# 令和7年度 国への要望



第43回近畿高等学校総合文化祭三重大会

令和6年4月  
三重県教育委員会

人口減少や経済・社会のグローバル化、超スマート社会の進展など、教育を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、子どもたちの個性を輝かせ、望む未来を実現することが求められています。

本県では、「三重県教育ビジョン」を令和6年3月に策定し、子どもたちが自分らしく生き抜いていくために必要な自己肯定感の涵養や、子どもたちに育みたい力である「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」の育成に取り組んでおります。

その中で、増加するいじめや不登校に対応するための学びの場の充実、教員不足解消に向けた教員を志す人材の確保、子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けた部活動の地域移行の支援など、子どもたちが安心して学ぶことができる環境の整備を進めていく必要があります。

つきましては、令和7年度国の予算編成等に際しまして、別記の事項について格別のご配慮をお願い申し上げます。

令和6（2024）年4月

**三重県教育委員会**  
**教育長 福 永 和 伸**

## 目 次

1	I C Tを活用した教育の推進	1
2	学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充	3
3	学力向上施策に対する支援の充実	6
4	産業教育の充実	8
5	いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実	9
6	外国人児童生徒に対する支援の推進	13
7	夜間中学の設置に向けた支援の充実	16
8	特別支援教育の推進	18
9	子どもの貧困対策の推進	21
10	学校教育を担う人材確保の強化に関する取組の充実	23
11	教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用	24
12	部活動の地域移行に向けた支援の充実	27
13	義務教育費国庫負担制度の充実	29
14	安全・安心に学べる教育環境の整備	30
15	登下校時における子どもたちの安全確保	36
16	学校給食・食育の充実と健康教育の推進	37
17	文化財保護事業等の拡充	40
18	海女漁のユネスコ無形文化遺産への登録	41

# 1 ICTを活用した教育の推進

(文部科学省)

- 1 物価高騰の影響を受け、保護者の負担する子どもの学習費が増大している。高等学校についても、1人1台学習端末は学習に欠かせないことから、国において全額を公費で配置できる制度を創設すること。
- 2 GIGAスクール構想に基づくICTを活用した教育の推進のため、地方財政措置となっている有償ソフトウェアの導入やICT支援員の配置について、国として令和7（2025）年度以降も継続的に支援を行うこととともに、支援を拡充すること。
- 3 生成AIパイロット校において得られた知見を周知するとともに、日進月歩で変化する事案の最新情報について、アクセスしやすいポータルサイト等の内容を充実させ、学校現場の教員一人ひとりが学びやすいようにすること。
- 4 家庭でのオンライン学習時の通信費について、十分かつ恒常的な財政措置を行うこと。通信費を支援する高校生等奨学給付金について、給付額等の拡充を図るとともに、全額を国庫負担とすること。
- 5 地方交付税措置されている授業目的公衆送信補償金について、今後、地方の負担を伴わない財政制度を恒久化すること。

## 《現状・課題等》

- 1 GIGAスクール構想加速化基金によって、小中学校に整備された学習端末の更新が令和6（2024）年度から始まりますが、学習端末を使用していくため、ネットワークのランニングコストへの財政支援を講じることが必要です。

高校においては、令和4（2022）年度入学生からBYODにより1人1台学習端末環境としており、経済的な理由により端末を準備できない生徒には、公費で整備した端末を貸与しています。1人1台学習端末を公費で整備できるよう、国において全額を負担する制度を創設することが必要です。

- 2 現在、県内の各小中学校においては、整備されたICT環境で、家庭学習における活用を含め、より効果的な学習活動を進めるため県内29市町すべてで有償ソフトウェアが導入されています。学校のICT環境の整備に対して、国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」の2年間延長により、平成30（2018）年度から令和6（2024）年度の期間は地方交付税措置がなされており、有償のソフトウェアについては一定の措置が講じられていますが、より最適な学習用ソフトを活用できるよう財政支援を拡充するとともに、高校においても整備された学習端末を効果的に活用できるよう、国において有償ソフトに対する補助制度を創設するなど、継続的な財政支援が必要です。

また、急速なICT化に対して、特に学校現場ではICT支援員（以下、「支援員」）の配置が求められています。県内では、令和5（2023）年度、20市町78名の支援員が配置されていますが、支援員の増員が求められており、財政支援の拡充と令和7（2025）年度以降の継続的な支援が必要です。

- 3 生成A Iについては、令和5（2023）年7月に「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」が示されました。教育現場においても、様々な活用のメリットが考えられる一方、懸念も指摘されています。今後、パイロット校等で進められる校務・授業実践研究で得られた知見を周知するとともに、機動的に改訂が進められる内容については、ポータルサイト等の内容を充実させ、教職員が学びやすい環境を整備する必要があります。
- 4 家庭学習を行う際の通信料について、家庭での追加的な負担は厳しい状態であることから、十分かつ恒常的な地方財政措置を行うなど、国の責任において財政支援を講じることが必要です。特に低所得者を対象とした、授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金について、給付額等の拡充を図るとともに、所要経費の全額を国庫負担とするなど十分な財政支援が必要です。
- 5 児童生徒がI C Tを日常的に活用するためには、授業目的での著作物の公衆送信を行うことは必須であり、この補償金を受益者負担とすることは、所得の多寡による格差を生み、オンライン教育を進めるにあたり阻害要因ともなりかねません。これらは国の責務のもと自治体間での格差を生じることなく全国一律で進めていくべき取組であることから、授業目的公衆送信補償金を国が負担することとし、地方の負担を伴わない財政制度を恒久化することが必要です。

**事務担当** 教育委員会事務局高校教育課、小中学校教育課、教育財務課  
**関係法令等** 学校教育法、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱

## 2 学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

- 1 少人数学級編制において児童生徒一人ひとりの実態に応じ、きめ細かく行き届いた支援の充実を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に伴う、小学校における段階的な35人学級を着実に進めるとともに、中学校においても子どもたちが安全で安心して学べる環境を確保する必要があることから、学級編制標準を引き下げること。
- 2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。
- 3 子どもたち一人ひとりに応じた学びを実現するとともに、きめ細かな指導の充実を図れるよう、少人数指導の推進、小学校英語教育に係る加配定数を維持・拡充するとともに、通級指導教室の充実や外国人児童生徒への支援のため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による加配定数の基礎定数化を着実に推進すること。
- 4 教育水準を維持し、産育休予定者が安心して休暇を取得できるよう、代替教員を正規教員として任用するために「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」を改正すること。  
また、産育休取得者の補充として、産育休加配を新設すること。
- 5 高等学校において、教育の質の確保及び多様な生徒への対応を図るため、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における学級編成標準を引き下げ、教職員定数の標準を改正すること。加えて、地域における専門教育を継続し、生徒が通学可能な学校において学ぶことができるよう、学級編制を40人以下に設定した場合においても教職員定数を維持するための加配や新たな定数の基準を設定すること。

### 《現状・課題等》

- 1 本県の小中学校では、生活習慣や学習環境が大きく変化する小学校1・2年生で30人学級、中学校1年生で35人学級とし、いずれも下限25人を設定しながら、順次実施してきました。また、これらの対象とならない学年のうち、人数の多い学級でも、定数や非常勤の教員を配置して少人数教育を進めています。

国においては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正がなされ、小学校の学級編制標準について、令和3（2021）年度から5年かけて段階的に35人に引き下げられることとなりました。本県においては、小学校の少人数学級について、国の学級編制標準が計画的に引き下げられていくことをふまえ、令和3（2021）年度は、国に先がけて小学校3年生35人学級編制とし、令和4（2022）年度は小学校4年生を、令和5（2023）年度は小学校5年生を35人学級編制としました。これまでの本県独自の小学校1・2年生の30人学級（下限25人）に加え、令和6（2024）年度は、小学校3年生、4年生、5年生に続けて6年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、安心して学べる環境としています。

少人数学級を実施している学校においては、毎年、指導上の効果や児童生徒の変容、保護者の反応などを確認しています。令和5（2023）年度は、授業につまずく児童生徒の減少、授業中の集中力の増加、話し合い活動の充実、落ち着いた学校生活の実現などが報告されており、保護者の安心感や信頼感の向上にもつながっています。また、県独自の学力テスト等の結果を活用して、学力の伸びに係る定量的な効果を確認することについて研究しています。

本県では、少人数指導において、研究指定校の実践研究を進め、検証を行い、習熟度別指導の形態による少人数指導において定量的な効果が確認できたことから、各学年の算数・数学の85%以上で習熟度別指導を行っています。

すべての学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、児童生徒の学びの継続を図ることや、GIGAスクール構想のもと個別最適な学びが実現することができるよう、効果的なICTの活用や身体的距離の確保など、新しい時代の学びを支える学習環境の確保が求められており、小学校における段階的な35人学級を着実に進めるとともに、中学校においても少人数によるきめ細かな指導体制の構築が必要です。また、桑名市、市町教育委員会連絡協議会および市町教育長会、三重県町村会および三重県議会議長会、三重県市長会などからも、小学校だけでなく中学校における学級編制標準の引下げについて、強い要望を受けているところです。

このため、小学校における「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の着実な推進とともに、中学校における学級編制標準を引き下げ、計画的に少人数学級を進めていくことが必要です。

2 複式学級については、異なる学年を同じ教室で教えることから、担当教員は通常の学級に比べ、授業の組み立て方や学年に応じた児童への言葉がけなど指導上の工夫や準備が必要となり、令和5（2023）年度において本県では、29市町のうち15市町、48の小学校で879人が複式学級で学んでいます。さらに特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍していることから、現行の複式学級編制では、発達段階に応じた対応が困難になっています。このため、小学校においては複式学級の編制標準の引下げ、中学校においては複式学級の解消が求められています。

また、特別支援学級については、重度、重複の障がいのある児童生徒が年々増加する中、これらの児童生徒へのきめ細かな対応が求められており、多人数（7～8人）の学級での指導が困難になっていることから、特別支援学級の学級編制標準の引下げが必要です。

3 本県では、年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、基礎定数および国加配とともに県単独加配を配置し、個々の状況にあわせて対応しているところです。子どもたち一人ひとりに応じた学びを実現するとともに、きめ細かな指導の充実が図られるよう少人数指導の推進、小学校英語教育に係る加配定数の維持・拡充が必要です。また、通級指導教室の充実や外国人児童生徒への支援のため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による加配定数の基礎定数化を着実に推進することが必要です。

4 本県では、講師登録者が年々減少する中、教員の若年層の増加に伴う産育休取得者が多く、代替教員を確保することが難しい状況にあります。令和5（2023）年度の始業日においては、小中学校で産育休取得者461名中7名が未配置となっています。

「地方公務員の育児休業等に関する法律」および「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」に則り、産育休取得者を定数標準に含んで教職員数を算出することから、産育休取得者への代替教員が、任期付き及び臨時的任用講師で対応しなければならない状況にあります。

教育水準を維持するために、年度当初より正規教員として代替講師分の人員を確保し、産育休予定者が安心して休暇を取得できるよう、「地方公務員の育児休業等に関する法律」および「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」の改正が必要です。

その上で、産育休代替教員を安定的に確保するために、正規教員として配置することができる産育休加配の新設が必要です。

5 本県では、日本語指導を必要とする外国人生徒が多く在籍し、特別な支援が必要な生徒も増加傾向にあります。教育の質の確保及び多様な生徒への対応を図るため、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における学級編成標準を引き下げ、教職員定数の標準を改正することが必要です。

加えて、地域ごとに農業、工業など地域の人材育成に幅広く応える専門学科を設置し、新たな社会を牽引する人材や地域を支える人材の育成に努めています。こうした中、中学校卒業生の減少などにより毎年度、募集定員を減少せざるを得ない状況ですが、40人単位で定員を減ざると募集停止せざるを得ない学科が出てしまうことから、生徒が自宅から通学可能な専門学科で学ぶことができるよう、一部の専門学科において、学級編制を40人以下にすることにより学科の存続に努めています。

一方、「公立高等学校の適正配置及び教職員の定数の標準等に関する法律」においては、生徒の収容定員に基づき教職員定数が定められており、学科や学級数を減ずることなく学校の収容定員を減じた場合、学校全体の授業時間数が変わらないまま定数が削減されることとなります。限られた教職員定数で授業を行うには、これまで行っていた選択講座を閉じることやティームティーチングを解消することなどが余儀なくされ、生徒一人ひとりに応じた教育を確保することが困難になります。

地域における専門教育を継続し、生徒が通学可能な学校において学ぶことができるよう、学級編制を40人以下に設定した場合においても教職員定数を維持するための加配や新たな定数の基準の設定が必要です。

**事務担当** 教育委員会事務局教職員課

**関係法令等** 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律  
公立高等学校の適正配置及び教職員の定数の標準等に関する法律



### 3 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

- 1 学力向上のための学習環境の整備に係る財政的・人的支援を拡充すること。
- 2 小学校英語の教科化に伴う人的支援について、チーム・ティーチングによる授業実践や、授業が週 24 コマ未満の学校への定数配置を可能とすること。また、加配定数を早期に基礎定数化するとともに、全ての学校の支援がより充実するよう拡充すること。
- 3 子どもたちの学力向上、教員の授業力向上に一層取り組むため、小中学校に配置している指導教諭が効果的に職務を遂行するための加配を措置すること。

#### 《現状・課題等》

- 1 本県では、学力向上に向け、授業改善や子どもたちの学習内容の理解と定着を図るための取組、少人数指導の実践研究、若手教員等の授業改善の取組を進めているところです。

今後も引き続き、学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、全ての小中学校で個に応じたきめ細かな指導が進められるよう、学習環境の整備（効果的な少人数指導、授業改善等）として、次に掲げる財政的支援および人的支援の拡充が必要です。

  - ・市町における学力向上の取組を促進するため、学力の定着に課題がみられる地域や学校に対する加配等の人的支援、学力向上アドバイザー・授業力向上アドバイザー（退職教職員等のサポートスタッフ）による授業改善への支援など、学習環境の整備について財政的支援を拡充すること。
  - ・教職員等を対象とした指導力向上の研修に、文部科学省および国立教育政策研究所の専門家を引き続き派遣すること。
  - ・全国学力・学習状況調査におけるC B T化や文部科学省C B Tシステム（M E X C B T：メクビット）について、具体的な実施方法等が決まり次第、迅速な情報提供をすること。
- 2 国においては、小学校英語教育の教科化に対応するため、平成 30（2018）年度から「小学校英語専科指導の充実」として、一定の英語力を有する教員による 24 コマ分の単独授業を実施するための加配が措置されていますが、学校からは、「専科教員による単独授業だけでなく、チーム・ティーチングによる授業実践をとおして教員の指導力を向上させること」、「外国語活動および英語科の授業が週 24 コマ未満の学校においても英語専科教員の定数配置を可能とすること」などが求められています。また、本県では、県単独で小学校英語に係る取組を支援するための非常勤講師を措置し、県内全ての学校に対する支援を行っていますが、小学校英語教育に係る加配定数を早期に基礎定数化するとともに、全ての学校の支援がより充実するよう拡充することが必要です。

3 本県では、平成 27 (2015) 年度から、児童生徒の学力向上につながる教員の授業力向上などの学校の指導体制を効果的なものにするため、全市町の一定規模の小中学校（原則、小学校 14 学級以上、中学校 11 学級以上。一定規模の学校がない市町にも必ず配置。令和 5 (2023) 年度実績 136 校）に対して、指導教諭を配置しています。指導教諭は、授業を受け持ちつつ、公開授業や示範授業や、効果的な指導資料の提示・共有、若手教員等に対する授業観察を通じた指導助言や個別相談、学校内の O J T の活性化等に取り組んでいます。取組の成果として、配置校から、教員の授業改善に向けた研修意欲、授業力の向上、算数科の習熟度別少人数指導の充実、児童生徒の学習意欲、学力向上等が報告されています。一方、「職務遂行に係る時間の確保が難しい」等の課題が報告されています。こうした現状から、小中学校に配置している指導教諭が効果的に職務を遂行するため、加配措置が必要です。

**事務担当** 教育委員会事務局学力向上推進プロジェクトチーム、教職員課  
**関係法令等** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

## 4 産業教育の充実

(文部科学省)

将来、地域の産業を支える生徒たちが、社会のデジタル化やグローバル化など、これからの時代に対応した知識や技術を身につけられるよう、老朽化している高校の産業教育施設・設備の整備に対して、新たな補助制度を創設すること。

### 《現状・課題等》

本県の職業学科においては、専門分野の知識・技術の習得や高度な資格の取得に取り組むとともに、高等教育機関や産業界等と連携して、企業での実習や専門家による技術指導、商品開発、農業高校におけるGAP教育など、実践的な職業教育を進めています。

社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)の必要性が高まる中、それぞれの職業分野で必要となるAIやデータ分析等に関する知識・技術の習得を図るとともに、社会や産業界を題材(SDGsやカーボンニュートラル等の視点)とした学習の中で、習得した知識・技術を活用し、課題の解決につなげる職業教育が求められています。本県の産業教育施設・設備の多くは老朽化しており、抜本的な対応が必要な状況です。

このため、本県では国の補助事業も活用し、新しい設備等への更新を行っています。令和3(2021)年度には、令和2(2020)年度第3次補正予算を活用し、農業や工業、商業高校26校で、デジタル化や技術革新に対応した産業教育機器と設備の整備を行い、令和4(2022)年度においても国の補正予算を活用して、老朽化した農業用温室や、自動車整備の基礎となる機械加工を行う実習室の整備を行いました。

これらにより、緊急度、優先度の高いものは一定の対応が進んだところですが、老朽化している設備等が多く残っており、新たな時代に対応した先端技術を学ぶことができる設備等が必要であることから、これらの計画的な整備に対して、新たな補助制度を創設することが必要です。

事務担当 教育委員会事務局高校教育課  
関係法令等 産業教育振興法施行規則

## 5 いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実

(文部科学省)

- 1 いじめ問題への対応や、要因や背景が多様化する不登校児童生徒、ヤングケアラーへの幅広い支援が求められている中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初から十分に配置できるよう、「スクールカウンセラー等活用事業」において、補助金に係る内示や交付決定の時期を早めるとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。また、本事業の対象に市町教育委員会を加えるとともに、高等学校へ配置するための新たな予算を確保すること。
- 2 いじめや不登校等の悩みの相談やいじめの早期発見や通報等の早期対応を行うための「SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援」について、継続的な財政支援を行うこと。
- 3 教育支援センターおよび校内教育支援センターに教員が配置できるよう義務標準法を改正すること。
- 4 不登校児童生徒が学びたいと思った時に学ぶことができるよう、学校外の多様な学びの場であるフリースクール等民間施設の活用を促進する取組を推進するために必要な財政措置を行うこと。

### 《現状・課題等》

- 1 いじめ、暴力行為などの問題行動や、要因や背景が複雑化・多様化する不登校、さらにヤングケアラーといった新たな課題が顕在化する中、児童生徒一人ひとりの状況に応じた心理や福祉の専門的な支援が求められています。

本県では令和6（2024）年度、各中学校区（150 中学校区、義務教育学校含む）と高等学校（56 校）のうち、不登校児童生徒数の多い学校や、全日制と定時制・通信制を併設する高等学校へのスクールカウンセラー（以下、「SC」という）の配置時間を拡充するとともに、特別支援学校（18 校）や教育支援センター（22 箇所）にも引き続き配置して、児童生徒からの相談や心のケアに対応します。また、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という）については、県内すべての市町（29 市町、52 中学校区）、高等学校（24 校）、特別支援学校（3 校）、教育支援センター（22 箇所）に配置するとともに、1 校あたりの配置時間が少ない市町の配置時間を拡充して、児童生徒や保護者への支援を行います。

環境変化により児童生徒が不安定になりやすい年度当初からの十分な支援を行うため、補助金に係る内示や交付決定をできる限り早期に行うとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）など、十分な財源確保を図ることが必要です。

補助の対象に市町教育委員会を加えることで、SCやSSWが各市町の要保護児童対策地域協議会や福祉部局と一層緊密に連携し、地域の実情に応じたネットワークを構築して支援にあたることができます。

SC・SSWについては、予算執行上の運用により、公立中学校区へ配置する予算の一部を活用のうえ、高等学校に配置することが可能となっていますが、義務教育段階からの途切れのない支援を行うため、高等学校においても十分に配置できるよう、国において新たな予算を措置することが必要です。

2 本県では、平成 30 (2018) 年 5 月から「SNS 等を活用した相談体制の構築事業」を活用し、SNS 相談を実施しています。これまでに 3,886 件 (うちいじめ相談件数 535 件) (令和 6 (2024) 年 2 月末) の相談が寄せられ、子どもたちのさまざまな悩みを受けとめる相談窓口となっています。いじめに関する相談があった場合は、学校や関係機関と連携し、早期対応を行っています。また、日本語指導が必要な生徒も相談できるよう、令和 2 (2020) 年度から多言語でも相談できる体制を整え、現在 30 言語に対応しています。さらに令和 6 (2024) 年度から、相談が集中する期間において、平日の使用回線を 2 回線にするとともに、土日、祝日も 1 回線に対応することで、より相談しやすい体制を整えます。

いじめに悩む子どもたちが相談しやすい環境を整えることは、いじめの早期発見、早期対応に非常に効果的であることから、これまでの取組の成果を継続し、いじめや不登校等の悩みの相談やいじめの通報に応えるため、「SNS 等を活用した相談体制の整備に対する支援」による継続的な財政支援が必要です。

3 本県公立小・中学校における不登校児童生徒数は、令和 4 (2022) 年度は 3,845 人で、これまでで最も多くなっています。不登校になる要因が複雑化・多様化しており、学校だけで対応することが難しく専門的な対応が必要となっていることから、本県では各市町の教育支援センターに、不登校児童生徒の教育相談や指導等を行う指導員を配置しています。

各市町教育委員会からは、不登校児童生徒の自立や学校生活の再開を支援するには、児童生徒の在籍校等との連携を図りながら効果的な支援を行うことができる教員の配置が強く求められています。また、校内教育支援センターを設置し、不登校児童生徒支援にあたっている市町からは、その指導にあたる教員の配置を求める声も届いています。

不登校児童生徒の自立を支援するため、教育支援センターおよび校内教育支援センターに教員を配置できるように、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正が必要です。

4 本県における不登校児童生徒のうち、令和 4 (2022) 年度に学校内外の施設や機関等で相談・指導を受けていない児童生徒は全体の約 4 割に及ぶ状況にあります。誰一人取り残されない学びの保障のためには、学校内外における多様な学びの場を整備することが求められており、フリースクール等民間施設 (以下、フリースクール等という。) は学校に行きづらさを感じる児童生徒にとって重要な選択肢の一つとなっています。

本県ではかねてより、フリースクール等が行う不登校児童生徒に対する体験活動等への支援に取り組んでいます。さらに、令和 6 (2024) 年度からは、経済的な事情によりフリースクール等の利用ができない児童生徒がいることをふまえて、学びたいと思った児童生徒が誰でもフリースクール等を利用できるよう、経済的な理由でフリースクール等の利用ができない児童生徒の家庭に対して、利用料を補助する取組を始めたところです。

不登校児童生徒が学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるよう、フリースクール等の活用を促進する取組に対して国による財政措置が必要です。

事務担当  
関係法令等

教育委員会事務局生徒指導課、研修企画・支援課、教職員課  
義務教育費国庫負担法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、市町村立学校職員給与負担法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

## 5 いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実

## 文部科学省

### 早期からの専門家の活用

いじめ、暴力行為等の問題行動や、要因や背景が複雑化・多様化する不登校、ヤングケアラーといった新たな課題が顕在化する中、児童生徒一人ひとりの状況に応じた心理や福祉の専門家による支援を早期から活用。

**補助率の引上げ(1/3→1/2)を！**  
**早期に配置するための早期手続きを！**  
**市町教育委員会も事業対象に！**

### ○スクールカウンセラー（SC）の活用

- 各中学校区（150中学校区、義務教育学校含む）、高等学校（56校）、特別支援学校（18校）、教育支援センター（22箇所）に配置して、児童生徒からの相談や心のケアに対応。
- 不登校児童生徒数の多い学校や、全日制と定時制・通信制を併設する高等学校への配置時間を拡充。

### ○スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

- 県内すべての市町（29市町、52中学校区）、高等学校（24校）、特別支援学校（3校）、教育支援センター（22箇所）に配置して、児童生徒や保護者への支援を実施。
- 1校あたりの配置時間が少ない市町の配置時間を拡充。



### SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援

期間：令和6（2024）年4月～令和7（2025）年3月  
実施時間：平日17:00～22:00  
土日祝17:00～22:00(4.9, 10.11, 1.3月に実施)  
相談対象：県内すべての中学生および高校生（約98,000人）

いじめ等の相談

いじめの通報

- 臨床心理士による相談（共感・寄り添い）
- いじめや不登校等の悩みの相談
- 画像等の送信も可能
- 緊急事案への対応
- 三重県警察への連絡
- 市町教育委員会との連携
- 日本語指導が必要な生徒も相談できるよう、多言語で実施



臨床心理士7人による面接相談、電話相談員4人による電話相談に加え、SNSを活用した相談窓口を開設するなど、生徒の相談に係る多様な選択肢を用意することにより、教育相談体制の充実を図る（令和6（2024）年度より臨床心理士1名増）

### 不登校児童生徒の社会的自立に対する支援

#### ○教育支援センターを中核とした不登校支援

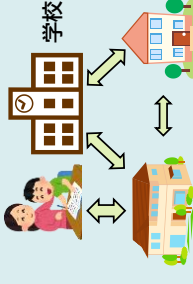
- ・ 8地域9教育支援センターにSSC、SSWの重点配置を行い、専門的支援を実施。
- ・ 高校段階の不登校等の状況にある子どもたちへ、学習支援や自立支援を行う県立教育支援センターの本格実施。
- ・ 不登校児童生徒がオンライン上で交流ができる「オンラインの居場所」の運営

#### ○「不登校児童生徒支援推進検討会」

- ・ 有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、臨床心理士、福祉の関係者等による検討会を設置し、関係機関との連携方策等の検討

多様な学びの場の連携強化！

校内教育支援センター



教育支援センター フリースクール等

不登校児童生徒数（令和4（2022）年度 公立小・中学校：3,845人（前年度比702人増））

#### ○学校外で学ぶ子どもたちへの多様な学びの支援

- ・ フリースクール利用世帯のうち、経済的に支援が必要な世帯に利用料の一部を支援（令和6（2024）年度から）
- ・ フリースクール等が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援
- ・ 臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家の派遣（県内）

#### ○校内教育支援センターの設置促進

- ・ 教員を配置した校内教育支援センターの実現
- ・ 学びたいと思った児童生徒が誰でもフリースクール等を利用することができる支援の実現

### 提言内容

- 1 いじめ問題への対応や、要因や背景が多様化する不登校児童生徒、ヤングケアラーへの幅広い支援が求められている中、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを年度当初から十分に配置できるように、「スクールカウンセラー等活用事業」において、補助金に係る内示や交付決定の時期を早めるとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。また、本事業の対象に市町教育委員会を加えるとともに、高等学校へ配置するための新たな予算を確保すること。
- 2 いじめや不登校等の悩みの相談やいじめの早期発見や通報等の早期対応を行うための「SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援」について、継続的な財政支援を行うこと。
- 3 教育支援センター及び校内教育支援センターに教員が配置できるよう義務標準法を改正すること。
- 4 不登校児童生徒が学びたいと思った時に学ぶことができるよう、学校外の多様な学びの場であるフリースクール等民間施設の活用を促進する取組を推進するために必要な財政措置を行うこと。

## 6 外国人児童生徒に対する支援の推進

(文部科学省)

- 1 日本語指導が必要な児童生徒に対する就学や進路保障に係る支援、学校生活への適応指導および日本語指導に係る施策を充実するとともに、補助率を引き上げる（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）こと。
- 2 外国人児童生徒教育について、担当教員の配置を拡充するとともに、発達障がいの可能性のある児童生徒への指導・支援に関する研究を進めること。
- 3 外国人児童生徒の教育の機会を確保し、教育環境を整備するため、外国人学校に対する運営費補助制度を創設すること。

### 《現状・課題等》

- 1 本県の公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は 2,499 人で、県内の 20 市町 247 校（県内小中学校の 50.3%）に在籍しています（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）。このような中、本県では、国の事業を活用し就学の促進や進路保障に係る支援を行うとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒が安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の学校への派遣やオンラインによる日本語教育等の取組を行っています。

今後、支援が必要な外国人児童生徒のさらなる増加や集住化、散在化、多言語化に対応し、一人ひとりに応じた支援を確実にを行うためには、継続的な予算措置を行うとともに、補助率の引上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）が必要です。また、現在、事業の補助割合は、国  $1/3$  に対して、市町村  $1/3$ 、都道府県  $1/3$  となっていますが、総事業費と県による補助額の少ない方を基準とする現行の制度では、予算規模が小さい自治体に対し、県が多く補助をしようとしたとき、国からの補助額の総額が減少することとなります。市町村と都道府県の負担割合について、地方自治体の地域事情に応じて柔軟に対応できるようにすることが必要です。

- 2 外国人児童生徒教育については、担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善（特別の教育課程による日本語指導を受ける児童生徒 18 人に 1 人）が図られていますが、令和 5（2023）年度は本県においては県単独加配を加えても 20 人に 1 人であり、国が目標としている配置基準よりも厳しい状況にあることから、初期日本語適応指導教室や拠点校の設置、特別の教育課程による日本語指導の取組の推進には、外国人児童生徒教育を担当する教員の配置のさらなる拡充が必要です。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒で、発達障がいの可能性のある場合には、日本語能力面での課題や文化的背景、行動様式等の相違により、必要な支援の判断が見極めにくいことがあります。このような児童生徒への指導・支援のあり方について、専門家、専門機関等による研究が必要です。



3 本県は、全国と比べて外国人住民に占めるブラジル人の割合が高く、各種学校として認可しているブラジル人学校が2校あり、両校はブラジル人の児童生徒の教育において重要な役割を果たしています。(令和5(2023)年5月1日現在、ブラジル人学校生徒数計248人)こうしたことをふまえ、本県では、外国人学校における教育の振興を図り、学校の健全な発展に資するため、外国人学校における教育に係る経常的経費に対して助成を行っているところです。

令和2(2020)年国勢調査人口等基本集計によれば、県内のブラジル人の総数に占める0～19歳の割合は26.0%と高く、引き続き、こうした児童生徒への教育環境の充実を図ることが求められています。

加えて、入管法改正に伴い、今後、新たな外国人材の受け入れが進み、外国人の児童生徒に対する教育環境の一層の充実が求められる中、外国人学校が外国人の児童生徒に対する教育に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、各種学校として認可を受けた外国人学校に対する運営費補助制度を創設する必要があります。

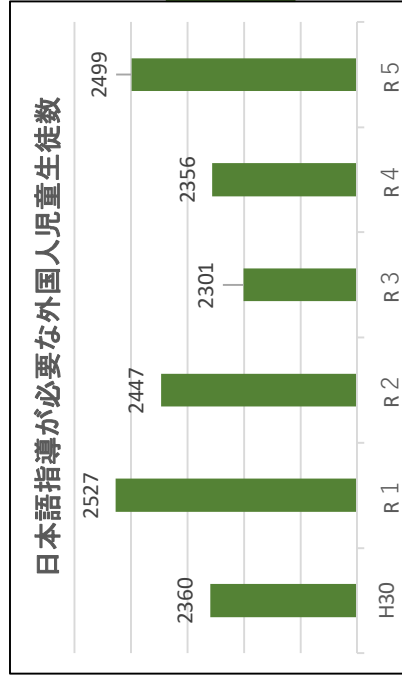
**事務担当** 教育委員会事務局小中学校教育課、教職員課、環境生活部私学課  
**関係法令等** 学校教育法、日本語教育の推進に関する法律、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針、出入国管理及び難民認定法

## 6 外国人児童生徒に対する支援の推進

### 三重県の現状

#### 《外国人児童生徒数》

三重県においては、公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、感染症対策による入国制限の緩和により増加に転じるとともに、在籍学校数の増加や、さらなる散在化が進んでいます。



#### 《母語の多言語化》

三重県の日本語指導が必要な児童生徒の母国語は31言語に及ぶ



- ※「その他」言語  
 パトナム語、英語、インドネシア語、パシュトゥー語、タミル語、日本語、朝鮮・韓国語、ウルドゥー語、ネパール語、フランス語、シンハラ語、モンゴル語、ベルシャ語、ロシア語、タリ語、タイ語、アラビア語、イタリア語、ミャンマー語、マギンダナオ語、ルーマニア語、ベンガル語、イロコ語、ウクライナ語、トルコ語、イロカノ語
- 1 日本語指導が必要な児童生徒に対する就学や進路保障に係る支援、学校生活への適応指導および日本語指導に係る施策を充実するとともに、補助率を引き上げる（1/3→1/2）こと。
  - 2 外国人児童生徒教育について、担当教員の配置を拡充するとともに、発達障がいのある児童生徒への指導・支援に関する研究を進めること。
  - 3 外国人児童生徒の教育の機会を確保し、教育環境を整備するため、外国人学校に対する運営費補助制度を創設すること。

### 取組

#### 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育の推進

##### (1) 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

- 初期適応指導教室の取組への支援
- 母語支援等の配置
- 特別的教育課程の編成・実施
- 教科指導型日本語モデルの普及と活用促進等
- 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクールの実施
- 進路ガイダンス 等

予算のさらなる拡充を！  
 補助率の引上げ（1/3→1/2）を！

##### (2) 外国人児童生徒の学びを支える体制構築事業

###### 就学の促進、就学機会確保

- ・外国人の子どもに係る就学状況の確認、関係機関による安全確認
- ・受入れ学年等の柔軟な対応
- ・児童生徒及びその保護者が就学等に係る必要な情報を得られるよう、多言語対応のパンフレット等による情報提供

###### 外国人児童生徒巡回相談員等による支援

外国人児童生徒巡回相談員18名（令和6（2024）年度から1名増員）体制で、学校・市町教育委員会の要請に応じて日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応指導、日本語指導等の支援。  
 （令和5（2023）年度実績：4,086回学校派遣）  
 巡回相談員の連絡調整を行う外国人児童生徒巡回相談員補助員1名を配置。

巡回相談員	配置人数
ポルトガル語（7名） スペイン語（3名） タガログ語（4名） ビサイヤ語（2名） 中国語（2名）	18名

###### オンライン外国人児童生徒教育の体制構築

オンラインを活用した日本語指導を実施するとともに、初期日本語教室と散在地域における小中学校の児童生徒をつなぐ仕組みを構築。

###### 外国人児童生徒教育における教職員研修等

外国人児童生徒教育検討会議（JSLカリキュラム・特別的教育課程・プレスクールの設置促進等の取組について）

## 7 夜間中学の設置に向けた支援の充実

(文部科学省)

- 1 公立夜間中学において、入学を希望する方がどの地域に居住していても入学することができるよう、地理的条件により継続的な通学が難しい場合、学校長が必要と認めた場合において、自宅でオンラインを活用した授業を受けた際も出席扱いとし、学習成果の評価をできるように、制度の見直しを行うこと。
- 2 公立夜間中学の設置を検討する地方自治体に対して、「教育支援体制整備事業費補助金」を継続的に予算措置し、開設後の補助率（1／3→1／2）と補助上限額の引き上げを行うこと。

### 《現状・課題等》

- 1 義務教育段階の就学機会の確保について、本県では、令和元（2019）年度および令和2（2020）年度にニーズ調査を実施するとともに、令和3（2021）年3月には有識者等による検討委員会を設置して、学び直しについての実証的検証が必要との方向性が取りまとめられました。これを受け、令和3（2021）年度より、義務教育を十分に受けられなかった方や、外国籍で日本の中学校程度までの基礎的な学習を希望する方を対象に、実証的検証の場として夜間学級体験教室「まなみえ」（以下「まなみえ」という。）を開催しています。「まなみえ」の受講生や広く県民を対象に実施したアンケート調査において、「夜間中学に入学して学びたい」とのニーズが確認されたことから、公立夜間中学を県が設置することとして、令和7（2025）年4月の開校をめざして準備を進めています。

本県は南北に長く、夜間中学への入学を希望する生徒が広域的に存在し、特定の市町のみには人数の偏りが見られない状況にあることから、地理的な条件により毎日通学することが困難な生徒がいることが想定されます。また、経済的な理由から、通学費が負担となるなど、特に遠方に居住する方にはオンラインを活用した授業で対応することを検討する必要も想定されます。

本県で実施している「まなみえ」において、オンラインを活用した授業への参加を試行しており、参加者・講師双方から学習意欲の向上や学びの継続等の面で評価を得ています。夜間中学に通学する生徒は学齢期を超過した方であり、本人の学習意欲を確認できていれば、オンラインによる授業でも十分な学習効果を期待できるため、自宅でオンラインを活用した授業を受けた際も出席扱いとし、学習成果の評価もできるようにして入学を希望する全ての方への学び直しができる枠組みを確保することが必要です。

- 2 夜間中学の設置促進・充実のため、国においては「教育支援体制整備事業費補助金」により、地方自治体に対し、夜間中学の新設準備・運営支援として、協議会等の設置やコーディネーターの配置、ニーズ調査等の経費への支援を行っています。本補助金は、新設準備のための2年間（上限400万円、補助率1／3）および開設後3年間（上限250万円、補助率1／3）の期間に実施する取組に対して支援を行うものであり、この期間を越えた取組は補助対象外となっています。

本県においては、入学希望調査や「まなみえ」の実施など、設置に係る検討を行うため、令和4（2022）年度に本補助金を活用し、現在は、令和7（2025）年4月に県立夜間中学の開設をめざして準備を進めています。今後、開設前1年（令和6（2024）年度）と開設後3年間（令和7（2025）年度～令和9（2027）年度）の取組に対する補助の活用を希望していますが、本県では初めての県立の中学校となることから、必要な備品や消耗品等を全て準備する必要があります。このような自治体にとって、開設後の補助率及び補助金の上限が現在のままでは、充実した夜間中学の運営が難しくなることが懸念されることから、開設後の補助率を1／3から1／2に引き上げるとともに、補助金の上限額を現行の250万円から、少なくとも新設準備と同程度の400万円に引き上げることが必要です。

**事務担当** 教育委員会事務局小中学校教育課

**関係法令等** 学校教育法施行規則第77条の2、令和元年文部科学省告示第56号に掲げる基準

## 8 特別支援教育の推進

(文部科学省)

- 1 切れ目ない支援体制構築に向けた教員の専門性の向上や、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業や財政措置を拡充すること。
- 2 障がいのある生徒の就職率の向上を図るため、人材活用に係る事業を拡充すること。
- 3 高等学校における特別支援教育のための人的措置や、高等学校における通級による指導の充実のための加配定数を拡充すること。
- 4 特別支援学校における医療的ケアを行う看護師を基礎定数化すること。

### 《現状・課題等》

- 1 本県では、特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加し、特別支援教育へのニーズが高まっていることから、教員の専門性の向上とともに、特別支援教育コーディネーターの活動や特別支援教育支援員の配置の充実に向けて、必要な事業や財政支援の拡充が必要です。また、小中学校等においても医療的ケアを必要とする児童生徒が増加していることから、国の「切れ目ない支援体制整備充実事業」において、医療的ケアに係る看護師の配置について財政支援の拡充が必要です。

現在、国の「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」を活用して、通級による指導を担当する教員を中心に発達障がいのある児童生徒への指導・支援の方法等に関する研修を実施しています。引き続き、通級による指導担当教員等が適切に指導・支援できるよう、新たな指導者の育成を含め、研修を継続して実施できる体制を整備するための予算措置が必要です。

- 2 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、企業経験豊かなキャリア教育サポーター3名およびテレワーク支援員1名を配置して、生徒一人ひとりの状態に合った業種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を進めています。重度の肢体不自由など体力面の不安や移動が困難な生徒等が、ICTを活用した在宅就労など、新たな勤務形態で実習・就職できるよう、新規に企業を開拓する必要があることから、さらなる外部人材を配置するための財政支援の拡充が必要です。

- 3 高等学校においては、発達障がいを含む特別な支援を必要とする生徒が増加しており、発達障がいに係る専門的な支援のニーズはますます高まっています。本県では、中学校から高等学校に支援情報を引き継ぐ取組を県内全域で進めており、引き継がれた個別の教育支援計画・個別の指導計画や、引継ぎツールであるパーソナルファイル等の支援情報を効果的に活用して、学習環境の整備や卒業後の社会参画に向けて支援を進めるとともに、通級による指導を実施する学校の拡充に向けて取組を進めています。現在、高等学校における通級による指導の充実のため3校4名の加配が措置されていますが、今後新たに、通級による指導を実施するため、加配定数の拡充が必要です。

また、全ての高等学校に発達障がいのある生徒が在籍する可能性があることから、特別支援教育に係る専門性のある発達障がい支援員（4名）を配置し、巡回指導による生徒の実態把握や心理検査、生徒および保護者との面談、教員の指導に関する助言等を実施しています。これらの専門性の高い人材の継続的な配置に必要な財政支援が必要です。

- 4 本県の特別支援学校においては、人工呼吸器の管理など高度な医療的ケアを行う看護師を教諭および講師として教諭の定数を割いて任用しています。また、自立活動の指導において専門的な知識を有する理学療法士等を、実習助手の定数を割いて任用しています。これらの職員を継続して任用するためには、医療専門職の基礎定数化が必要です。

**事務担当** 教育委員会事務局教職員課、特別支援教育課

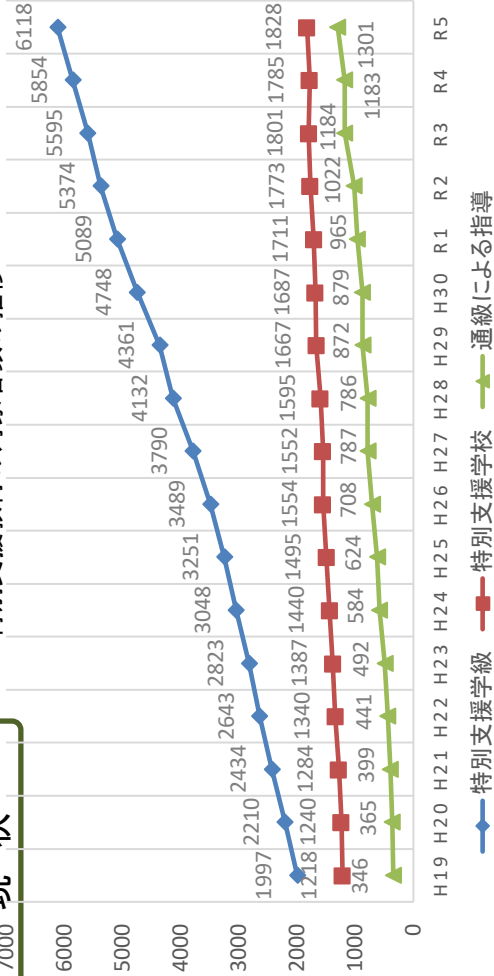
**関係法令等** 障害者基本法、学校教育法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

# 8 特別支援教育の推進

# 文部科学省

## 現状

特別支援教育の対象者数の推移



## ○特別支援教育の対象者数の増加

- ・小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数  
平成19(2007)年度 1,997人⇒令和5(2023)年度 6,118人 **【3.1倍】**  
※特別支援学級数 H19年度 746学級 ⇒ R5年度 1,300学級
- ・県立特別支援学校在籍児童生徒数  
平成19(2007)年度 1,218人⇒令和5(2023)年度 1,828人 **【1.5倍】**  
・通級による指導を受けている児童生徒数 (小中学校)  
平成19(2007)年度 346人⇒令和5(2023)年度 1,301人 **【3.8倍】**  
※通級指導教室数 H19年度 36教室 ⇒ R5年度 111教室



**切れ目ない支援体制構築のための特別支援教育の充実が必要**

## 要望項目

### 1 切れ目ない支援体制構築に向けた教員の専門性の向上や支援体制の充実

- 特別支援教育コーディネーターが十分に活動できる体制としての人的措置  
【三重県データ】  
特別支援学校によるセンター的機能の活用 (令和6(2024)年3月末現在)  
来校・派遣回数 3,068回 対象児童生徒数 1,963名
- 特別支援教育支援員の配置に必要な事業や財政支援の拡充  
【三重県データ】  
幼稚園、小・中学校に配置している特別支援教育支援員  
R元年度 1,490人 ⇒ R5年度 1,680人
- 小中学校において医療的ケアを行う看護師の配置にかかる財政支援の拡充  
【三重県データ】  
幼稚園、小・中学校に配置している看護師  
H30年度 22人 ⇒ R5年度 40人

### 2 障がいのある生徒の就職率の向上を図るための人材活用

- 一般企業への就職を希望する生徒の進路希望を実現するため、就労を支援する多くの外部人材を雇用するための予算確保
  - ・生徒本人の適性を十分に把握したうえで、適した業種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓が必要 (就職先や職場実習先の確保)
- ◇キャリア教育サポーター 3名 (全額県費) 令和5(2023)年度  
企業訪問回数 1,051回 (令和6(2024)年3月末)  
高等部卒業生の一般企業就職率 21.0% (令和5(2023)年度)  
◇テレワーク支援員 1名 (全額県費) 令和5(2023)年度

### 3 高等学校における特別支援教育推進のための支援体制の充実

- 高等学校の教育内容をふまえた指導・助言を行う、専門性の高い人材の継続的な配置ができるよう、人的措置にかかる予算確保
- ◇発達障がい支援員4名 (全額県費) 令和5(2023)年度

## 9 子どもの貧困対策の推進

(文部科学省)

- 1 高等学校等就学支援金制度について、修業年限超過者に対する支給制限等の問題を解決するため、制度のさらなる拡充を図ること。
- 2 高校生等奨学給付金制度について、第1子と第2子以降に対する給付額の差を解消するための見直しを行うとともに、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。また、家庭でのオンライン学習に係る通信費への支援を拡充するとともに、高等学校等入学前に準備費用が必要となることから、前倒し給付が可能となる制度設計を行うこと。
- 3 高等学校専攻科生徒への修学支援制度について、事務費も含めて全額国庫負担により措置すること。
- 4 必要な就学援助を確実に行うことができるよう、準要保護世帯への支援を国庫補助とすること。

### 《現状・課題等》

- 1 就学支援金について、標準的な修業年限とされる全日制36月、定時制・通信制48月がそれぞれ支給上限とされています。このため、修業年限を超える場合は、都道府県の措置がない限り自己負担が発生することから、標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減を図る必要があります。

また、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める場合は、通算74単位が支給上限とされています。このため、履修申告数が74単位を超える場合は、都道府県の措置がない限り自己負担が発生します。授業料が定額の場合、標準的な修業年限内であれば、就学支援金の他の支給要件を満たす限り自己負担は発生しません。よって、この不均衡を解消する必要があります。

- 2 奨学給付金について、第1子の単価は徐々に引き上げられていますが、依然として第1子と第2子以降の給付額に約2万2千円の差があることにより、扶養の実態と給付額が一致せず、不公平が生じています。また、奨学給付金は、就学支援金制度の見直しに伴い導入された制度ですが、国庫負担は奨学給付金所要額の1/3の補助にとどまり、事務費は全額が都道府県の負担となっています。第1子と第2子以降の給付額の差を解消するための見直しを行うとともに、就学支援金制度の見直しに伴い導入された制度であることをふまえ、事務費も含めた所要経費の全額を国庫負担とする必要があります。また、家庭でのオンライン学習に係る通信費への支援を拡充する必要があります。

さらに、奨学給付金は、高等学校等への入学前に必要となる費用（教科書、通学用品等）に充てることができないため、前倒し給付ができる制度とする必要があります。



3 高等学校専攻科生徒への修学支援制度は、授業料に係る国庫負担が所要額の1/2、授業料以外の教育費に係る国庫負担が所要額の1/3の補助にとどまっています。高校生を対象とした授業料の支援である就学支援金は全額が国庫負担であり、専攻科生徒への修学支援についても、事務費も含めた所要経費の全額を国庫負担とする必要があります。

4 平成17(2005)年度より、準要保護世帯への国庫補助は廃止され地方財政措置へと切り替えられました。市町では、国庫補助廃止以降も準要保護児童生徒の世帯を支援し、生活扶助基準の見直しにおいても受給対象者への影響がないように対応していますが、市町の財政を大きく圧迫しています。また、経済活動の低迷や物価高騰の影響等により、準要保護児童生徒の増加が見込まれることから、県内市町の財政はますます厳しくなり、就学援助に係る現行基準を維持できなくなることが懸念されます。

これらのことから、市町が必要な就学援助を確実に行うことができるよう、準要保護世帯への支援を国庫補助とすることが必要です。

**事務担当** 教育委員会事務局教育財務課、小中学校教育課

**関係法令等** 高等学校等就学支援金の支給に関する法律、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱、学校教育法

## 10 学校教育を担う人材確保の強化に関する取組の充実

(文部科学省)

教員として採用され一定期間勤務した場合に奨学金の返還が免除・軽減される制度の構築を行うこと。また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の法制的な枠組みの見直しを含め、優れた人材を教員として確保するために必要な処遇改善を図ること。

### 《現状・課題等》

近年、教員志望者数の減少などにより、臨時的任用教員等の確保ができず、実際に学校に配置されている教員の数（配置数）が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教員の数（配当数）を満たしていない、いわゆる「教員不足」が生じることが、児童生徒等の学びに支障をきたすことになりかねない重大な問題となっています。

本県においては、教員が病休や産休・育休となる場合、その代替として臨時的任用講師を配置していますが、全国的に教員のなり手不足の状況から、講師登録者が少なくなっており、令和5（2023）年9月の時点において、小学校で31名、中学校で20名、高等学校で2名、特別支援学校5名、合計58名（昨年度比10名増）の「教員不足」が生じています。また、令和5（2023）年度実施の教員採用選考試験の受験者は2,057名であり、昨年度より117名減少し、過去最低の受験者数となりました。

児童生徒の充実した学びを保障し、学校現場が持続的かつ魅力的な組織であり続けるためにも、「教員不足」の解決を図ることが急務となっています。本県においても教育の機会均等、教育水準の向上を実現していく上で、学校教育を担う人材を確保することはますます重要な課題となっています。

質の高い公教育の実現は、国の責務であり、学生の教職への魅力を高める観点から、教員として一定期間以上勤務した場合に、奨学金の返還を免除・軽減する仕組みの構築を国において行うことが必要です。

また、文部科学省において実施された令和4（2022）年度教員勤務実態調査の結果を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の法制的な枠組みの見直しを含め、優れた人材を教員として確保するために必要な処遇改善を図るとともに、国において必要な財政措置を講じることが必要です。

事務担当 教育委員会事務局教職員課、福利・給与課  
関係法令等 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

## 11 教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用

(文部科学省、スポーツ庁、文化庁)

- 1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）などの外部人材の配置拡充に係る継続的な予算の確保、補助率の引き上げ（1/3→1/2）、補助対象経費の範囲拡大を行うこと。また、部活動指導員に係る補助制度について、地方自治体の事情に応じた負担割合にできる制度とすること。
- 2 教員の専門性を生かした教育の質の向上、教員の長時間勤務の是正や負担軽減を図るため、教科担任制に係る加配定数を拡充するとともに、教員の基礎定数を改善すること。また、教員の雇用形態の多様化などに伴う事務処理業務の負担軽減を図るため、事務職員の配置基準及び加配定数の維持・拡充を行うこと。
- 3 令和6（2024）年度から実施される「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」について、成功事例を共有するとともに、各地方自治体の展開につながるよう、国において新たな補助制度を創設すること。

### 《現状・課題等》

- 1 複雑化・多様化している学校の課題に対応し、教育の質の向上を図るとともに業務の効果的・効率的な改善を進め、教員や専門スタッフ等の学校に勤務する多様な教職員が、それぞれの専門的な技能を集約して活用し、チームとして連携・協働して学校運営を推進していくことが求められています。

本県では令和6（2024）年度、各中学校区（150 中学校区、義務教育学校含む）と高等学校（56 校）のうち、不登校児童生徒数の多い学校や、全日制と定時制を併設した高等学校へのスクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、特別支援学校（18 校）や教育支援センター（22 箇所）にも引き続き配置して、児童生徒からの相談や心のケアに対応しています。スクールソーシャルワーカーについても、1 校あたりの配置時間が少ない市町の配置時間を拡充するとともに、教育支援センター（22 箇所）に配置します。また、引き続き高等学校（24 校）と特別支援学校（3 校）を拠点に活動し、児童生徒や家庭への支援を行っています。

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）については、「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」を活用し、令和3（2021）年度から全ての公立学校に配置し、印刷などの事務作業等を担うことで、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、校種や学級規模の違いにかかわらず効果的な教育活動を持続的に行えるよう取り組んでいるところです。教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）については、より広い地域から人材を確保するため、小中学校においても交通費・旅費を補助対象とすることが必要です。

部活動指導員については、顧問教員の時間外労働の縮減や、経験のない部活動の顧問を任せ不安を感じる教員の負担軽減に効果があることから、令和5（2023）年度は中学校に22市町120名（運動部）、12市町30名（文化部）、高等学校に40名を配置しましたが、今後、県内の他の地域や配置できていない学校にも配置を拡充していく必要があります。また、休日の部活動の地域移行に向けた検討を引き続き進めながらも、運営団体・実施主体となり得るスポーツ・文化芸術団体のない地域では、平日、休日ともに部活動指導員を配置していく必要があります。

これらの外部人材について、国において継続的に十分な予算確保と補助率の引き上げ（ $1/3 \Rightarrow 1/2$ ）を行うことが必要です。また、現在、「部活動指導員配置促進事業」の補助割合は、国 $1/3$ に対して、市町村 $1/3$ 、都道府県 $1/3$ となっていますが、市町村と都道府県の負担割合について、地方自治体の地域の事情に応じて柔軟に対応するとともに、高等学校への配置に対しても「部活動指導員配置促進事業」の補助対象とする必要があります。

また、令和4（2022）年度から、中学校の「部活動指導員配置促進事業」が文部科学省からスポーツ庁・文化庁に移管されたことに伴い、従来の手続きの取扱いが変更され、「前年度の2月に運動部活動指導員と文化部活動指導員の人数を決定し、仮申請しなくてはならない」、「仮申請後は、年度替わりで人事異動があった場合などでも、同じ市町で運動部と文化部の部活動指導員の入れ替えができない」などの課題が出ています。このことから、令和3（2021）年度までと同様、仮申請後においても、運動部活動指導員と文化部活動指導員の配置人数について、各校の指導体制に応じて、同一市町において柔軟に対応できる制度とする必要があります。

2 学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性をふまえながら、専門性の高い教科指導を行うとともに、学級担任の持ちコマ数軽減および授業準備の時間を確保するため、小学校専科指導教員の配置が必要です。教員の専門性を生かした授業の質の向上により児童の学力が向上することや、学級担任の教材研究に係る負担の軽減により長時間勤務が是正されることが期待されます。令和4（2022）年度、国においては、教科担任制の推進に係る加配定数が新たに創設されましたが、本県においても教育の質の向上及び教員の長時間勤務の是正や負担軽減には重点的に取り組んでおり、教科担任制の取組を推進できる加配定数の維持・拡充が必要です。

また、教育ニーズが増大するなか、各教員の授業担當時数を軽減するためにも、基礎定数の算定における「乗ずる数」の見直しを求めます。教員の長時間勤務の是正や負担軽減を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を求めます。

事務職員の業務においては、近年非常勤講師や学習指導員など、教員の雇用形態の多様化に伴う事務処理業務が増加していることで、事務職員の業務負担が大きくなっています。また、外国人児童生徒が増える中、各家庭への就学援助に係る業務負担も大きくなっている状況です。

こうした学校の実情に対応できるよう、27学級以上の小学校及び21学級以上の中学校で複数配置となっている公立学校における事務職員の配置基準を、24学級以上の小学校及び18学級以上の中学校で複数配置にするなど、配置基準の改善及び加配定数の維持・拡充が必要です。

3 社会環境が多様化、複雑化する中で、教育現場においても、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案が年々増加しています。現場を担う教員は長時間労働が深刻な状況で、もとより多様な業務に加えて過剰な苦情や不当な要求などに対応しなければならない状況は、さらなる長時間労働につながり、教員志望者が減少する要因の一つにもなっています。

本県では、現在、教員からの相談については、内容に応じて教育委員会事務局内の各担当課で対応しているほか、学校や行政だけでは解決が困難な事案については、三重弁護士会の協力を得て、弁護士が学校管理職からの相談に応じて具体的に助言する支援事業を行っているところです。特にいじめ問題については、学校への支援体制の充実を図り、令和6（2024）年度から学校管理職OBを「いじめ問題対応サポーター」として教育委員会事務局内に配置する予定です。

しかしながら、教員が安心して教育活動に専念できるようにするには、あらゆる学校問題に対する支援の一層の充実が急務であり、学校だけでは解決が難しい事案について、教員の物理的・心理的負担を軽減するため、内容にかかわらず学校等が身近に相談できる窓口の設置や、窓口を通じたさまざまな専門家との連携など、組織的に解決に当たる仕組みが必要です。

令和6（2024）年度から実施されている「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」は、全国で6団体（都道府県）を対象に1件あたり500万円の事業規模で実施され、学校問題解決支援コーディネーターの配置が想定されています。社会問題となっている教員の長時間労働是正のためには継続的な取組が必要となりますが、採択数や事業規模、単年度での実施期間等をふまえると、本事業だけでは十分ではありません。各地方自治体での展開につなげるためには、ノウハウの有無や財政状況にかかわらず、同様の事業を継続的に実施できるよう、豊富な成功事例を共有するとともに、国において、地域の実情や課題に合わせた柔軟な対応を可能とする新たな補助制度を創設することが必要です。

**事務担当** 教育委員会事務局教職員課、生徒指導課、保健体育課、小中学校教育課  
**関係法令等** 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～（平成28（2016）年1月25日 文部科学大臣決定）、学校教育法施行規則の一部を改正する省令

## 12 部活動の地域移行に向けた支援の充実

(スポーツ庁、文化庁)

- 1 部活動の地域連携・地域移行について、市町の取組が円滑に進むよう、国として明確なゴールイメージを示し、全ての国民への積極的な周知を行い十分な理解を得るとともに、恒久的な補助事業等の構築や支援内容の充実、困窮家庭への支援制度の創設等を行うこと。また、地域クラブ活動における指導者を育成するため、国による指導者養成研修制度を創設すること。
- 2 高等学校における部活動を生徒にとって望ましい持続可能なものとするため、部活動指導員補助制度の創設およびデジタル技術を活用した効率的・効果的な指導方法の構築など、地方自治体の取組への財政支援を行うこと。また、高等学校においても部活動改革を進める必要があることから、高等学校における今後の部活動のあり方を示すこと。

### 《現状・課題等》

- 1 本県では、中学校の休日における部活動の地域連携・地域移行を推進するため、令和4（2022）年1月から、取組の進捗状況や取組課題について定期的に各市町と協議しています。地域によって運営団体となる団体や指導者の状況が異なり、先行して地域移行に向けた取組を進めている市町や、ようやく協議会を設置した市町など、さまざまな状況にある中、地域の実情に応じて取り組んでいます。

令和4（2022）年12月に国のガイドラインが示され、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度を「改革推進期間」として、地域移行を「可能な限り早期の実現を目指す」ことが示されましたが、改革集中期間から改革推進期間への文言の変更や令和5（2023）年度における概算要求額から当初予算額への大幅縮減などから、率先して取組を進めてきた市町から、「地域移行のゴールが見えず、取組の計画が立てづらい」「国による全ての国民への適切な周知が不足しており、保護者や指導者等関係者の地域連携・地域移行への理解が不足している」「地域クラブ活動には就学支援制度のような制度がないため、困窮家庭の生徒が参加できなくなる」といった不安の声が聞かれます。

今後の取組に不安を感じる市町が多くあることから、国として明確なゴールイメージを示し、全ての国民へ積極的な周知を行い十分な理解を得るとともに、恒久的な補助事業等の構築、改革推進期間の延長も含めたガイドラインの改定、支援内容の充実および地域クラブ活動に参加する困窮家庭の生徒への支援制度を創設することが必要です。

また、地域クラブ活動においては指導者の確保が課題となっていますが、中学生にふさわしい指導者を育成するため、国による地域文化・スポーツクラブ活動指導者養成研修制度を創設する必要があります。

2 高等学校においても、少子化の影響による学校規模の縮小に伴い、部活動数や指導を担う教職員の数も減少し、日頃の練習や大会への出場など、これまでと同様の活動を維持することが難しくなっており、このままの状況が続くと廃部や休部が更に進むことが懸念されることから、生徒にとって望ましい文化芸術・スポーツ活動の機会の確保が課題となっています。このため、本県では、部活動ガイドラインおよび各学校が掲げる学校部活動運営方針に基づく活動が展開されるよう、地域人材を部活動指導員として各学校に配置し、部活動における指導体制の充実と教職員の負担軽減を図っています。今後も引き続き、部活動指導員の活用が必要であることから、国による高等学校における部活動指導員補助制度の創設が必要です。また、本県では、高等学校の運動部活動において、生徒が専門的な指導を受ける機会の充実や顧問の負担軽減のため、令和5（2023）年度からデジタル技術を活用した効率的・効果的な指導方法を構築し、実技指導をサポートする取組を進めています。このような地方自治体への取組に対して財政支援が必要です。

また、高等学校における休日の部活動については、義務教育ではなく進路選択した生徒自らの意思で部活動に参加していることや、スポーツを特色とする学校が存在すること、一般的に中学校段階に比べて広域から生徒を募集しているなどの高等学校の特性、中学校段階での取組の状況も踏まえた検討が必要になること等の理由から、中学校とは異なる状況にあるとされています。高等学校においても部活動改革を進めるため、国として今後のあり方を示すことが必要です。

**事務担当 教育委員会事務局保健体育課、小中学校教育課**

## 13 義務教育費国庫負担制度の充実

(文部科学省)

教員が使命感や誇り、熱意を持って子どもたちを指導していけるよう、教員の職務の特殊性に十分に配慮し、勤務実態に応じた処遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置すること。

### 《現状・課題等》

すべての学校に、資質・能力の高い優秀な教員を確保し、憲法に定める教育の機会均等や教育水準の維持向上など義務教育の根幹を保障することは国の重大な責務であり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、義務教育費国庫負担法等により、その確保が図られてきたところです。

学校教育を取り巻く課題は、一層複雑・多様化しており、教員にはより高度な専門性や豊かな人間性が求められています。また、教員の業務は一段と過密化し、負担が増加しており、信頼される学校づくりを組織的に進めていくためには、より資質・能力の高い優秀な教員を確保していくことや教員の士気を高めることが重要な課題となっています。

こうした課題に対応するため、教員の職務の特殊性に十分配慮し、勤務実態に応じた処遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置することが必要です。

事務担当 教育委員会事務局福利・給与課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、義務教育費国庫負担法、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等



## 14 安全・安心に学べる教育環境の整備

(文部科学省、スポーツ庁)

- 1 公立学校施設の老朽化が一斉に進行する中、各学校設置者が長寿命化計画に基づく老朽化対策を円滑に進めるため、長寿命化改良事業（長寿命化事業、予防改修事業）の建築年数や使用年数の補助要件を緩和するとともに、予防改修事業における対象工事を内部改修にも拡充もしくは内部改修を対象とする補助制度を創設すること。また、建設資材や労務単価は年々上昇しており、公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げを行うこと。
- 2 全ての学校でバリアフリー化を推進するため、実勢価格に見合ったエレベーター設置単価の引き上げや、スロープやバリアフリースイアの整備といった小規模な工事に対する補助下限額の引き下げを行うこと。また、他の補助事業においても、補助上限額および下限額のあり方を検討すること。
- 3 各学校設置者が必要な整備を円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算で確保し事業採択を行うとともに、認定・内定時期の早期化を図ること。また、高等学校においても、建築から長期間経過している建物が多く、老朽化対策やトイレの洋式化などの施設整備が計画的に実施できるよう地方財政措置を充実すること。
- 4 公立学校における耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。学校施設は災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化事業の拡充を図るとともに、熱中症対策に必要な空調整備やバリアフリー化改修をはじめとする全ての事業メニューにおいて、高等学校も対象に加えること。
- 5 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。
- 6 特別支援学校における教室不足の解消については、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの「集中取組期間」において、補助金の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）が行われているが、増築や大規模改修には時間を要することから、計画的に取組を進めるため、算定割合の引き上げ期間の延長を行うこと。
- 7 学校教育活動において、熱中症事故防止の観点から、暑さ指数（WBGT） $31^{\circ}\text{C}$ 以上で運動を中止するなど、国においても取組を徹底すること。また、熱中症を予防するため、全国大会の主催者に対し、暑さ指数（WBGT）を活用して、熱中症の危険性を適切に判断するよう要請すること。
- 8 私立学校施設の老朽化が進行しており、施設整備や施設改修が急務となっているため、私立学校の老朽化対策への支援制度を創設すること。
- 9 学校施設環境改善交付金におけるスポーツ施設（社会体育施設）整備事業について、社会体育施設は規模が大きく、また、夏期における猛暑・酷暑対策など安心、快適な環境整備が求められることから、補助単価および補助対象面積の拡充を行うこと。

## 《現状・課題等》

- 1 公立学校施設の老朽化対策について、各設置者においては、国の助成制度の活用を前提に中長期的な見通しを持って取組を進めているところです。

築 20 年以上の施設改修に活用されてきた大規模改造事業（老朽）は令和 4（2022）年度末で廃止され、一元化された長寿命化改良事業（長寿命化事業・予防改修事業）について、長寿命化事業は「建築後 40 年以上のもの且つ今後 30 年以上使用するもの」、予防改修事業は「建築後 20 年以上 40 年未満であるもの」という補助要件があり、適合し難い施設が残っている現状があります。また、大規模改造事業（老朽）で対象となっていた築 20 年以上の施設の内部改修工事が、予防改修事業では対象になっていません。設置者における事業化に大きな影響を及ぼすことから、計画的な老朽化対策に支障が生じることをないよう、長寿命化改良事業に付される建築年限等の要件を緩和するとともに、予防改修事業における対象工事を内部改修にも拡充もしくは内部改修を対象とした補助制度を創設することが必要です。

また、公立学校施設整備事業の交付額算出に係る基礎数値の一つである建築単価については、平成 26（2014）年度以降、毎年引き上げられているものの、依然として実勢価格と乖離しており、設置者の負担が大きくなっています。このため、建築単価のさらなる引き上げとともに、単価の引き上げに見合った補助対象事業費の上限額の見直しにより、実状に合った補助制度となるよう改善する必要があります。

- 2 令和 3（2021）年 4 月施行のバリアフリー法の改正等を受けて、文部科学省は、公立小中学校施設におけるバリアフリー化について、令和 7（2025）年度末までに緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定め、加速して整備を進めるよう学校設置者に対して要請しています。

財政支援措置として、令和 3（2021）年度からバリアフリー化整備工事の補助率が  $1/3$  から  $1/2$  に引き上げられ、エレベーター設置工事では、令和 5（2023）年度から増築が必要な棟の工事経費の単価が創設されましたが、依然として実勢価格とエレベーター設置単価が乖離しています。また、スロープやバリアフリースイアの整備では、下限額（400 万円）に達せず補助対象とならないケースが発生しています。

全ての学校においてバリアフリー化を推進するため、実勢価格に見合ったエレベーター設置単価の引き上げや、小規模な工事に対する補助下限額の見直しを行うことが必要です。また、大規模改造事業（質的整備（バリアフリー化整備を除く））では、補助上限額が 2 億円から 7 千万円に引き下げられたことにより大規模な工事を行う自治体の財政負担が増加することから、地域の実情に応じた工事が円滑に実施できるよう補助上限額および下限額のあり方を検討する必要があります。

3 学校施設に対しては、老朽化対策や耐震対策のほか、バリアフリー化の一層の推進、空調設備の整備やトイレの洋式化・乾式化など、さまざまな面での質的向上が求められており、施設整備の需要が増大しています。こうした状況のなか、国の令和5（2023）年度補正予算および令和6（2024）年度当初予算においては、総額2,241億円の予算額が確保されたところですが、各設置者がそれぞれの課題に幅広く対応できるよう、十分な財源が当初予算で確保され事業採択が行われることが必要です。また、令和6（2024）年度からの建設業における完全週休2日制の導入や、建築資材・人材の不足の影響により、工期が長期化する傾向にあるため、認定・内定時期を早期化することが求められています。学校における感染症防止対策の徹底については、今後も継続して取組を進めていく必要があります。トイレの洋式化や特別教室等への空調設備整備など、重点的な財政支援措置の継続が必要です。

また、個別施設計画に位置付けられた公立高等学校施設の長寿命化改修を実施する際には、公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%、元利償還金への交付税措置30%～50%）を活用できるものの、施設の多くは昭和40～50年代を中心に建設されており、建築後40年を超える建物が約5割を占めるなど、今後の維持管理や改築に多額の費用が見込まれることから、現在の制度では十分でなく、充当率・交付税措置率のさらに高い地方財政措置が必要です。

4 本県の公立小中学校の建物構造体の耐震化は平成28（2016）年度に完了し、非構造部材の耐震対策のうち、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、令和3（2021）年度に完了しています。しかし、屋内運動場等の天井等の落下防止対策以外の非構造部材については、対策実施率45.6%（全国平均67.3%）と低い状況にあり、対策の推進が急務となっています。

児童生徒等の安全確保の観点から公立小中学校施設の耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様に現状の算定割合を1/3から1/2に引き上げ、耐震対策工事の推進を図る必要があります。

あわせて近年、全国各地で甚大な被害をもたらす自然災害が頻発しており、学校施設は災害時においては地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化事業の拡充を図るとともに、夏季の気温上昇による熱中症対策としても対応が必要な空調設備やバリアフリー化改修をはじめとするすべての事業メニューにおいて、公立高等学校も対象とする必要があります。

5 令和4（2022）年12月1日現在、本県では124校（25.1%）の公立小中学校が、県が公表している津波浸水予測図（平成26（2014）年3月）による浸水域内に立地しています。時間的余裕を持って避難できる高台が周辺になく、屋上等においても津波に対する安全性が確保されない学校にあっては、高台移転や高層化等の対策が必要です。平成27（2015）年度に津波対策のための不適格改築事業の拡充が行われましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」第10条に基づく計画の策定は全国的にも進んでいない状況にあり、支援制度の活用が難しくなっています。補助要件を緩和するとともに、用地取得費や土地の造成費を補助対象に含めるなど、支援制度のさらなる拡充が必要です。

6 全国的な傾向と同様に、本県の特別支援学校では知的障がいのある児童生徒が増加しています。特に、小学部・中学部の児童生徒が増加傾向にあり、一部の特別支援学校においては、施設の狭隘化が進んでおり、学校施設全体で工夫して学ぶ環境を整えています。

国においては、特別支援学校における教室不足の解消のため、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを「集中取組期間」と位置付け、長寿命化改良事業、改築事業および既存施設の改修事業等について補助率が1/3から1/2に引き上げられているところです。現在、計画的に取組を進めていますが、増築や大規模改修には時間を要することから、令和7（2025）年度以降においても必要な施設整備を行うため、算定割合の引き上げ期間の延長が必要です。

7 三重県においては、令和5（2023）年度、最高気温35℃以上の日が続き「熱中症警戒アラート」が連日発令されたことから、各県立学校に対して、活動場所や活動時間ごとに暑さ指数（WBGT）を測定し、暑さ指数（WBGT）31℃以上の場合は運動を中止するなど、暑さ指数（WBGT）に応じた対応を行うよう通知しています。国においても熱中症事故防止の取組を徹底することが必要です。

また、暑さ指数（WBGT）を活用して、熱中症の危険性を適切に判断するなど、夏季における全国大会のあり方を検討するよう、全国大会を開催する組織に国から要請することが必要です。

8 公立学校施設と同様に、私立学校施設においても老朽化が進んでおり、施設整備や施設改修が急務となっています。私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校施設高機能化整備費））においては、防災機能強化施設整備や高機能化整備等が補助対象となっていますが、老朽化に伴う施設整備等は対象外となっています。私立学校における充実した教育環境を整えるため、公立学校における「学校施設環境改善交付金」を活用した長寿命化改良事業のように、私立学校への支援制度を創設する必要があります。

9 社会体育施設については、老朽化が進むなか、各施設設置者が個別施設計画等を策定し、施設の整備に取り組んでいるところです。近年、気候変動の影響等により、極端な高温や熱波等が発生するリスクは高まり、スポーツ活動中の熱中症事故が増加するなど、空調整備による安心・快適なスポーツ環境の整備が求められています。また、従来のスポーツ施設としての機能だけでなく、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化といったことも費用増大の一因となっています。さらに、施設整備に係る費用が昨今の物価上昇、労働賃金の改善等により増大しており、補助単価の改善はあるものの、社会体育施設は規模も大きな施設となることから、補助単価等と実勢価格に依然として乖離があり、施設設置者の大きな負担となっています。

地方財政は極めて厳しい状況にあり、これらの問題を解消するためにも、補助単価および補助対象面積の拡充を行う必要があります。

事務担当 教育委員会事務局保健体育課、学校経理・施設課、環境生活部私学課、  
地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課  
関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震  
財特法、南海トラフ特措法、津波防災地域づくり法、学校施設環境改善交  
付金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱、学校保健特別対策事  
業費補助金交付要綱



## 15 登下校時における子どもたちの安全確保

(文部科学省)

学校、保護者（PTA）、地域住民等が連携し、地域全体で登下校時における子どもたちの交通安全や防犯に係る取組を推進していく体制を構築するため、「学校安全総合支援事業」については、モデル地域に限らず、広く県内で活用できる制度とすること。また、通学路における交通安全・防犯対策に関する継続的な財政支援を行うこと。

### 《現状・課題等》

本県においても、子どもたちの交通事故が多数発生しています。このため、「学校安全総合支援事業」のモデル地域において、小中高等学校が連携し、児童生徒が通学時等における防犯上や交通安全上での危険箇所をリストアップしたり、高校生が地域の小中学校へ出向いて交通安全や防犯に係る安全教室を実施したりするなど、交通ルールの遵守と交通安全、防犯に対する子どもたちの意識の向上に取り組んでいます。こうした取組をとおして、身近な場所にも危険があることを子どもたちに伝え、その回避方法を考えさせることで、危険予測と危険回避能力の向上につなげています。さらに、学校安全アドバイザーの助言のもと、教職員が通学路の安全点検等を行い、通学時の安全確保や見守りについて検討するとともに、学校安全アドバイザーによる教職員対象の研修を行い安全管理体制の強化につなげています。

小中学校における登下校時の交通安全対策は、各市町が策定している「通学路交通安全プログラム」に則って進められており、学校や市町教育委員会、警察、道路管理者が対策必要箇所を共有し、その状況に応じてそれぞれが対策を講じることとなっています。そのような中で、学校や教育委員会が対策を講じる際には、モデル地域での取組をふまえ、学校安全アドバイザーによる専門的な見地からの助言を得ながら、学校、保護者（PTA）、地域住民等が連携して取組を推進していくことが効果的です。

こうした取組を県内全域で推進し、登下校時における子どもたちの安全を確保するためには、モデル地域以外の市町や県立学校に対しても、要請に応じて学校安全アドバイザーを派遣できるようにすることが必要です。

また、登下校時の防犯対策は「登下校防犯プラン」に基づいて進められていますが、人の出入りなど通学路をめぐる状況は年々変わっており、通学路における交通安全・防犯対策は、防犯カメラの設置や危険箇所を明示する看板の設置など、ハード面の整備と合わせて進めていくことが必要です。

**事務担当** 教育委員会事務局生徒指導課

**関係法令等** 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（依頼）」（平成 25（2013）年 12 月 6 日 文部科学省）、「『登下校防犯プラン』について」（平成 30（2018）年 6 月 22 日 文部科学省）、「第 3 次学校安全の推進に関する計画」（令和 4（2022）年 3 月 25 日）

## 16 学校給食・食育の充実と健康教育の推進

(文部科学省、環境省)

- 1 学校給食費の無償化に向けて、実態調査の結果および課題を公表するとともに、無償化に際して自治体間の格差を生じさせないため、必要な経費については全額を国費負担とすること。
- 2 食料品価格等の物価高騰による保護者負担を軽減するため、子育て世帯へ給食費増額分を支援する新たな制度を構築すること。
- 3 食物アレルギーへの対応や食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の配置基準の改善および加配定数の維持・拡充を行うとともに、学校給食調理員等の資質向上を目的とする事業を充実させること。
- 4 「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」を継続・拡充すること。
- 5 感染症対策や専門性を生かした健康相談、保健指導等を行う養護教諭について、全ての学校への配置や複数配置の拡大が可能となるよう、配置基準の改善および加配定数の維持・拡充を行うこと。  
令和5（2023）年度から予算化された「学校保健推進体制支援事業」による養護教諭への支援について、地方自治体からの要望に応じた予算配分を行うこと。また、令和7（2025）年度以降も実施できるよう継続した予算確保を行うとともに、補助率の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。
- 6 令和2（2020）年度で終了した「学校保健総合支援事業」について、引き続き、子どもたちのさまざまな健康課題の解決に向けて取り組む必要があるため、再度事業を実施すること。
- 7 食品ロス削減に向けた食育を充実させるため、環境省の食品ロス削減モデル事業における学校教育での事業採択数を増やすとともに、文部科学省においても食品ロス削減に向けた食育の事業を実施すること。

### 《現状・課題等》

- 1 学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要なものです。  
保護者負担を定めた学校給食法が制定されてから70年近くが経過し、少子化の進展など、社会状況が大きく変化してきたことをふまえると、社会全体で子育てを支援するという観点から、国において学校給食費の無償化に向けた検討を進めることが必要です。令和5（2023）年6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」に基づき実施された学校給食の実態調査結果と課題を公表するとともに、具体的な施策を早期に示すことが求められます。  
一方で、令和5（2023）年度に自主財源および「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などを活用し、学校給食費の無償化を実施している県内市町は13市町ありますが、継続的な無償化の実施にあたっては財源の確保が課題となります。自治体間の格差を生じさせないため、臨時交付金のような一時的な措置ではなく、国の責任において学校給食費の無償化に係る経費を全額国費負担とすることが必要です。



2 本県では、食料品価格等の物価高騰に伴い「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の「エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援」を活用し、給食実施校において、保護者の経済的な負担を軽減するため、給食費増額分への支援を行いました。

今後も食品価格等の物価高騰による影響が続くことが予想されることから、保護者の経済的な負担を軽減するため、子育て世帯へ給食費増額分を支援する新たな制度を構築することが必要です。

3 本県では、平成 18（2006）年度から栄養教諭を配置し、学校給食の管理、食に関する指導を積極的に推進するとともに、児童生徒への個別的な対応や相談指導等、一人ひとりの状況に応じた食物アレルギーへの対応に努めているところです。栄養教諭は在籍校と兼務校の複数の学校の給食を管理するとともに、給食指導や食に関する指導、食物アレルギーへの対応を行っています。県内の学校給食実施校では、9割強の学校で食物アレルギーを有する児童生徒が在籍しており、学校の規模に関わらず、栄養教諭の果たす役割は大幅に増加しています。こうした学校の実情に対応できるよう、549人以下の学校では4校に1人となっている公立学校における栄養教諭の配置基準を2校に1人とするなど、配置基準の改善および加配定数の維持・拡充が必要です。

また、食物アレルギーを有する児童生徒が増加する中、一人ひとりの状況に応じた除去食等の学校給食における対応は、栄養教諭の指導のもと学校給食調理員等が行っており、食物アレルギーに関する知識や対応に係る学校給食調理員等の資質向上は、設置者である各市町がそれぞれ対応しています。学校給食調理員等の資質向上は重要な課題であり、国が広域的・専門的な研修の機会を設けるとともに、地域の実情に応じた研修を都道府県単位で開催できるよう、財政支援が必要です。

4 食中毒防止、異物混入防止等をふまえた安全・安心な学校給食を提供するために、「学校給食衛生管理基準」に基づいた学校給食施設の衛生管理の徹底が求められています。本県では、支出委任事業「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」を活用し、毎年、8ヶ所程度の学校給食施設の状況調査を実施していますが、令和5（2023）年度は、文部科学省より旅費にかかる予算が削減されたため、調査施設が4施設となりました。この事業は、衛生管理の徹底を図るため大変重要であり、計画的に実施していけるよう、継続・拡充する必要があります。

5 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、それに準じた学校教育活動の体制となった現在でも、児童生徒の心の面やコミュニケーション、対人関係等に与えた影響は継続しています。あわせて、児童生徒を取り巻く環境は常に変化しており、養護教諭に求められている職務が多種多様であることなどからも、大きな役割を担っていることがわかります。

今後もこの状況は継続すると想定されることから、851人以上の小学校および801人以上の中学校での複数配置となっている、公立学校における養護教諭の配置基準の改善、加配定数の維持・拡充が必要です。

養護教諭への支援や指導・助言を行う人材派遣のため、文部科学省において令和5（2023）年度から予算化された「学校保健推進体制支援事業」について、本県でも活用を要望しています。派遣する人材については、人材確保の観点から、退職養護教諭に準ずる者（看護師等）でも可とするとともに、多様化・複雑化する子どもたちの健康課題にきめ細かく対応できるよう、支援を必要とする地方自治体からの要望に応じた予算配分を行うことが必要です。さらには、令和7（2025）年度以降も実施できるよう継続して確実な予算確保を行うとともに、より多くの人材確保の観点から、補助率を引き上げる（1/3→1/2）ことが必要です。

6 児童生徒を取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、さまざまな健康課題が生じており、学校における対応も多様化・複雑化してきています。こうした健康課題の解決を図るためには、単に個人的な課題とするだけではなく、学校・家庭・地域社会が連携して、社会全体で子どもの健康づくりに取り組んでいくことが必要です。本県では、文部科学省「学校保健課題解決支援事業」（平成24（2012）年～26（2014）年度）および「学校保健総合支援事業」（平成27（2015）年～令和元（2019）年度）を活用し、「歯と口の健康づくり」「メンタルヘルス」「性に関する指導」において、学校・家庭・地域の医療機関等からなる地域検討委員会等を設置し、課題解決に向けた取組に対して総合的に支援を行うことで、効果的な体制づくりを行うことができました。

今まで積み重ねてきた取組を継続していくとともに、子どもたちのさまざまな健康課題の解決に向けて取り組んでいくために、再度、国として「学校保健総合支援事業」のような都道府県等の取組を支援する事業が必要です。

7 持続可能な社会の実現に向けて、社会問題となっている食品ロスについては、学校教育でも大きな課題となっています。本県では、令和3（2021）年度、4（2022）年度と環境省の食品ロス削減モデル事業を活用し、モデル校である特別支援学校において、児童生徒が給食の残食削減に向けた体験活動に取り組むことで貴重な学びの機会を得るとともに、児童生徒、教職員、保護者を対象とした出前授業等によって、充実した啓発の取組を行うことができました。

今後も食品ロス削減の取組を広げ、食品ロス削減に向けた食育を充実していくためには、環境省の食品ロス削減モデル事業における学校教育での事業採択数を増やすとともに、文部科学省においても食品ロス削減に向けた食育の事業を実施する必要があります。

**事務担当** 教育委員会事務局保健体育課  
**関係法令等** （学校保健安全法施行規則、学校給食法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）

## 17 文化財保護事業等の拡充

(文化庁)

- 1 文化財の保存整備・活用事業および緊急発掘調査に係る国庫補助金を拡充すること。
- 2 通常の重要文化財建造物等の耐震診断・耐震補強工事・防火工事に対し、国宝・世界遺産と同様に補助率の一律加算をすること。
- 3 国の文化財補助事業にかかる事務については、以前から国からの委任事務として、交付決定、変更交付決定、額の確定等を県が実施している。国による補助対象事業の増加と補助金交付要項の新設により、都道府県の委任事務が増加しているが、国による代替措置が講じられていないことから、委任事務にかかる人件費や事務費等の必要経費を交付すること。

### 《現状・課題等》

- 1 史跡等文化財の保存整備・活用事業や緊急発掘調査について、必要な額を十分に確保できず、計画に遅れが生じたり、着手できなくなったりしています。歴史上、学術上の価値が高い史跡等の文化財の保存修理や緊急発掘調査を計画的に実施するためには、国庫補助金に係る予算を十分に確保することが必要です。
- 2 重要文化財（建造物）等の防火対策について、文化庁は令和元（2019）年12月23日付で「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」の決定、及び「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」の改訂等され、国宝・世界遺産の防火対策事業への補助率の一律加算（15%）とともに、重要文化財（建造物）等の防火対策を積極的に取り組むよう通知がありました。しかし、重要文化財の防火対策事業については、国宝・世界遺産のような補助率の一律加算が無く、所有者の財源が乏しいなかでの実施は困難な状況にあります。また、防火対策とともに地震等の災害に対する備えもあわせて必要です。

文化財保護とあわせて見学者等の安全を確保するため、通常の重要文化財等の災害対策事業にかかる国庫補助金について、国宝・世界遺産と同様に補助率の一律加算が必要です。
- 3 国の文化財補助事業は、近年、複雑かつ多様化しており、都道府県が実施する国からの委任事務だけでなく、県による文化財所有者等への指導・助言等の事務も増加しています。県の指導・助言によって国の文化財補助事業を円滑に進めるためにも、委任事務にかかる国からの経費交付が必要です。

事務担当 教育委員会事務局社会教育・文化財保護課  
関係法令等 文化財保護法

## 18 海女漁のユネスコ無形文化遺産への登録

(文化庁)

国重要無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向け、ユネスコへの提案の取組を進めること。

### 《現状・課題等》

鳥羽・志摩地域の海女たちは、万葉集にも詠まれており、現代に至るまで、自らの身体と簡単な道具のみを使用する、海女漁という伝統漁法を守り伝えています。さらに、海女漁は、伊勢神宮をはじめとする信仰とのつながりなど、長い歴史の中で「民俗的な知識」・「信仰」・「資源管理」・「潜水技術」を交えた独自の文化を育てており、単なる伝統漁法ではないことを示しています。その伝統を体現している海女たちは、現代まで、「採りすぎない仕組み」を自ら課すなど、SDGsを先取りするような取組を続けてきました。しかし、利便性を追求する生活様式の変化や自然環境の変化、海女の高齢化や後継者の減少、アワビなどの水産資源の減少により、海女漁自体の存続も危ぶまれており、海女がいなくなってしまう地域もあるのが現状です。鳥羽・志摩地域における海女の人数は、昭和24(1949)年には6,349人でしたが、令和5(2023)年には514人と大きく減っています。このまま、海女漁や海女の文化が衰退すれば、わが国の貴重な伝統漁や文化が消え去るだけでなく、日本人の心の拠り所である貴重な里海の風景がなくなることが懸念されます。

本県では、国の補助金を活用して、民俗文化財調査を平成22(2010)年度から25(2013)年度までの4年間実施して、文化財としての価値を明らかにしてきました。また、「海女保存会」を設立して、海女の人々とともに地域総がかりで保護にあたる体制を構築してきました。こうした中、平成29(2017)年3月には「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国重要無形民俗文化財に指定され、令和元(2019)年5月には「海女(Ama)に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち」が日本遺産に認定されました。

鳥羽・志摩の海女漁は、フランスのテレビ番組や、アメリカのドキュメンタリー映画の対象になるなど、世界的にも注目が集まっています。「海女保存会」等による文化財保護の取組を一層進め、世界的にも稀少な日本の伝統漁法である海女漁の技術が、世界の人々に認知され、保護されるためには、国重要無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されることが必要です。本県では、海女漁の技術が国文化財に指定されている県等と連携して、海女に関する習俗の調査を進めるなど、日本を代表する文化遺産にふさわしい取組を進めていきます。

今後、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」を含めた海女漁の登録候補への選定をお願いします。

事務担当 教育委員会事務局社会教育・文化財保護課  
関係法令等 文化財保護法、無形文化遺産の保護に関する条約





体験学習の様子



実習船「しろちどり」竣工式



三重県教育委員会